

＊北海道公報

発行 北海道
編集 総務部人事局
法制文書課
電話 011-204-5035
FAX 011-232-1385

目次

規 則

○北海道エゾシカ対策推進条例施行規則…………… (エゾシカ対策課)	1
○北海道いじめの防止等に関する条例施行規則…………… (道民生活課)	2
○北海道立看護学院等看護職員課程修学資金貸付条例施行規則及び北海道看護職員養成修学資金貸付条例施行規則の一部を改正する規則…………… (医療業務課)	2
○北海道指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則及び北海道障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則…………… (施設運営指導課)	5
○北海道障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則…………… (施設運営指導課)	5
○北海道指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則の一部を改正する規則…………… (施設運営指導課)	5
○北海道営住宅条例施行規則の一部を改正する規則…………… (住宅課)	7
○北海道立少年自然の家条例施行規則の一部を改正する規則…………… (教育庁生涯学習課)	9

規 則

北海道エゾシカ対策推進条例施行規則をここに公布する。

平成26年3月28日

北海道知事 高橋 はるみ

北海道規則第31号

北海道エゾシカ対策推進条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、北海道エゾシカ対策推進条例（平成26年北海道条例第7号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(基本計画及び施策の実施状況の公表)

第2条 条例第6条第6項（同条第8項において準用する場合を含む。）及び第9項の規定による公表は、インターネットの利用その他適切な方法により行うものとする。

(捕獲等目標数の設定)

第3条 条例第7条に規定する捕獲等目標数（以下この条において「捕獲等目標数」という。）に係る地域の区分は、総合振興局又は振興局の所管区域（市の区域を含む。第5条第2項及び第9条において同じ。）の区分とし、捕獲等目標数は、狩猟に係る目標数と許可捕獲（鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第9条第1項の許可を受けてエゾシカの捕獲等（捕獲又は殺傷をいう。以下同じ。）をすることをいう。）に係る目標数とに区分して定めるものとする。

2 知事は、各地域の捕獲等目標数を定めたときは、当該捕獲等目標数及びその基本的な考え方をエゾシカ捕獲推進プランとして公表するものとする。この場合においては、前条の規定を準用する。

(一斉捕獲推進期間)

第4条 条例第8条第4項の一斉捕獲推進期間は、各年度の2月1日から3月31日までの期間内で設定するものとする。

(緊急対策期間及び特定重点対策地域)

第5条 条例第9条第1項の緊急対策期間は、3年を超えない範囲内で設定するものとする。

2 条例第9条第2項の特定重点対策地域は、1又は2以上の総合振興局又は振興局の所管区域を単位として指定するものとする。

(事故及び法令違反の防止に係る報告その他の協力)

第6条 知事は、条例第14条に規定する措置を講ずるため必要があると認めるときは、市町村又は関係団体等に対して、エゾシカの捕獲等に起因する事故及び法令違反の発生状況等についての報告その他の必要な協力を求めるものとする。

(特定鉛弾の所持の許可申請)

第7条 条例第18条第1項第2号の規定による許可を受けようとする者は、所持する特定鉛弾の種類及び数量、特定鉛弾を所持する期間及び場所並びに所持する理由を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

(特定鉛弾)

第8条 条例第18条第2項の規則で定める実包は、エゾシカの捕獲等に使用し得る猟銃用の実包であって、その弾丸部分が鉛成分を含む物質で組成されているもののうち、次に掲げるもの以外のものをいう。

(1) 弾丸部分が鉛成分を含む物質（以下この号において「鉛物質」という。）の部分とその他の部分に区分され、鉛物質の部分の重量の弾丸部分の重量に対する割合が2分の1以下であり、かつ、着弾時に鉛物質が飛散しないように鉛物質の部分の表面積の2分の1以上が鉛成分を含まない金属で覆われている構造になっているライフル実包

(2) 粒径が7ミリメートル未満の散弾の実包

(地域協議会)

第9条 条例第19条第2項の規定により地域協議会を置く場合においては、1又は2以上の

総合振興局又は振興局の所管区域を単位とするものとする。

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。ただし、第7条及び第8条の規定は、同年10月1日から施行する。

北海道いじめの防止等に関する条例施行規則をここに公布する。

平成26年3月28日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道規則第32号

北海道いじめの防止等に関する条例施行規則
(趣旨)

第1条 この規則は、北海道いじめの防止等に関する条例（平成26年北海道条例第8号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項（知事の権限に属する事務に係るものに限る。）を定めるものとする。

(私立学校における重大事態の発生に係る報告)

第2条 条例第31条の規定による報告は、別記様式の重大事態発生に係る報告書により行わなければならない。

2 条例第31条及び前項の規定により知事に提出する同項の報告書の部数は、正本1通及び副本2通とする。

(私立学校における重大事態に係る調査結果の報告)

第3条 条例第32条第1項の規定により知事が報告を求める事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 重大事態に係る事実関係
- (2) 重大事態への学校及び教職員の対応
- (3) 重大事態に対し、学校法人又はその設置する学校が講じた措置
- (4) 学校法人又はその設置する学校が当該報告に係る重大事態と同種の事態の発生の防止のために講ずる措置

2 前項に定めるもののほか、条例第32条第1項の報告に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

別記様式（第2条関係）

重大事態発生に係る報告書

年 月 日

北海道知事 様

学校名 _____

所在地 _____

校長名（理事長名） _____ 印

北海道いじめの防止等に関する条例第31条の規定により、次のとおり報告します。

重大事態の種別	
<input type="checkbox"/>	いじめにより在籍する児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがある。
<input type="checkbox"/>	いじめにより在籍する児童生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある。

(ふりがな) いじめを受けた 児童生徒の氏名	()	性別		生年 月日	年 月 日
		学年	年	課程 学科	課程 科
(ふりがな) 保護者の氏名	()	住所			
認 知 日 時	年 月 日 (曜日) 午前・午後 時 分				
重大事態の概要					
いじめを受けた 児童生徒の現状	(不登校の場合) 報告日における欠席日数 日				
認 知 後 の 学 校 の 対 応					
警 察 等 関 係 機 関 へ の 対 応					
報 道 の 有 無					

(日本工業規格A4)

注1 「認知日時」欄は、重大事態発生の疑いがあることを認知した日時を記載してください。

2 「重大事態の概要」欄は、いじめの態様等報告時に把握している事実関係を記載してください。

北海道立看護学院等看護職員課程修学資金貸付条例施行規則及び北海道看護職員養成修学

資金貸付条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年3月28日

北海道知事 高橋 はるみ

北海道規則第33号

北海道立看護学院等看護職員課程修学資金貸付条例施行規則及び北海道看護職員養成修学資金貸付条例施行規則の一部を改正する規則

(北海道立看護学院等看護職員課程修学資金貸付条例施行規則の一部改正)

第1条 北海道立看護学院等看護職員課程修学資金貸付条例施行規則(昭和37年北海道規則第52号)の一部を次のように改正する。

第2条中「第2条第3号に規定する」を「第2条第3号の」に改め、同条第2号中「条例第2条の修学資金」を「一般修学資金」に改める。

第2条の2に次の1項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、一般修学資金と併せて特別修学資金の貸付を受ける者又は受けた者についての条例第2条第3号の規則で定める施設は、同項各号に掲げる施設のほか、第2条の4に規定する病院(同項第1号に該当するものを除く。)とする。

第2条の3の次に次の1条を加える。

(特定病院)

第2条の4 条例第2条の2の規則で定める病院は、北海道立江差病院、J A北海道厚生連倶知安厚生病院、総合病院浦河赤十字病院、北海道立羽幌病院、J A北海道厚生連遠軽厚生病院及び町立中標津病院とする。

第3条第1項中「条例第2条の」を削り、同条第2項ただし書中「者については」を「者(新たに条例第2条の2の規定により特別修学資金の貸付を受けようとする者を除く。)については」に改める。

第4条第1項中「前条」を「前条第1項」に改め、同条第2項中「前項」を「条例第4条第2項」に改める。

第5条第1項中「前条第2項」を「条例第4条第2項」に改める。

第5条の2中「修学資金の貸付を受けた者(以下「借受人」)」を「条例第9条の2第1項に規定する借受者(以下「借受者」)」に改め、同条第1号中「第7条第2項」の次に「(条例第7条の2第2項において準用する場合を含む。)」を加え、同条第2号中「第8条」の次に「又は第8条の2」を加える。

第6条中「借受人」を「借受者」に、「終る」を「終わる」に改める。

第6条の2中「借受人」を「借受者」に改め、「第7条第1項」の次に「又は第7条の2第1項」を加え、「貸付金」を「修学資金」に改める。

第6条の3第1項中「第7条第3項」の次に「(条例第7条の2第2項において準用する場合を含む。)」を加える。

第7条第1項中「又は第2項」を「若しくは第2項(条例第7条の2第2項において準用する場合を含む。)」又は第7条の2第1項に、「貸付金」を「修学資金」に改め、同条第3項中「前項」を「条例第7条第1項若しくは第2項(条例第7条の2第2項において準用する場合を含む。)」又は第7条の2第1項に改める。

第8条中「第2項」の次に「(条例第7条の2第2項において準用する場合を含む。)」並びに第7条の2第1項を加え、「借受人」を「借受者」に改める。

第9条中「第7条第2項」の次に「(条例第7条の2第2項において準用する場合を含む。)」を加え、「貸付金」を「修学資金」に、「借受人」を「借受者」に改める。

第10条中「第8条」の次に「又は第8条の2」を加え、「第9条」を「第9条本文」に改め、同条の次に次の1条を加える。

(償還の猶予)

第10条の2 条例第9条の2(第1項第4号に係る部分を除く。)の規定により修学資金の償還の債務の履行の猶予を受けようとする者は、別記第7号様式の2の申請書にその事実を証明する書類を添えて知事に提出しなければならない。

2 知事は、前項の申請書を受理したときは、その内容を審査し、償還の債務の履行を猶予するかどうかを決定するものとする。

3 知事は、条例第9条の2(第1項第4号に係る部分を除く。)の規定により償還の債務の履行を猶予すると決定した者に対してはその旨を、償還の債務の履行を猶予しないと決定した者に対しては理由を付してその旨を、それぞれ通知するものとする。

第11条第1項中「若しくは」を「又は」に、「第9条」を「第9条ただし書」に、「減免を」を「免除を」に、「あつても、また」を「ついても、」に改め、同条第2項中「又は」を「若しくは」に、「若しくは」を「又は」に、「減免を」を「免除を」に改める。

附則に次の1項を加える。

5 知事は、平成26年4月1日から起算して2年を経過するごとに、全道における人口10万人当たりの看護師及び助産師の数並びに第2次医療圏(医療法第30条の4第2項第9号に規定する区域をいう。)ごとの人口10万人当たりの看護師及び助産師の数を勘案し、第2条の4に規定する病院の範囲について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

別記第1号様式中「修学資金の」を「一般修学資金・特別修学資金の」に改める。

別記第1号様式の2中「修学資金の」を「一般修学資金・特別修学資金の」に改め、

「・保健師又は看護師として同条例及び同規則で定められた施設に勤務する」を

「・保健師又は看護師として同条例及び同規則で定められた施設に勤務する

・助産師又は看護師として同条例及び同規則で定められた特定病院に勤務する」に改める。

る。

別記第3号様式中「借受人住所」を「借受者住所」に改める。

別記第4号様式中「借受人」を「借受者」に、「修学資金を」を「一般修学資金・特別修学資金を」に改める。

別記第5号様式中「借受人」を「借受者」に改める。

別記第6号様式中「第7条第3項」の次に「・第7条の2第2項において準用する第7条第3項」を加える。

別記第7号様式中「第2項」の次に「・第7条の2第1項（第7条の2第2項において準用する第7条第2項）」を加え、同様式の次に次の1様式を加える。

別記第7号様式の2（第10条の2関係）

償還債務の履行猶予申請書			
			年 月 日
北海道知事 様			
		申請者 住所	
		氏 名	㊞
次のとおり北海道立看護学院等看護職員課程修学資金貸付条例第9条の2の規定による償還債務の履行の猶予を受けたいので、同条例施行規則第10条の2第1項の規定により関係書類を添えて申請します。			
1	未償還額	円	
2	猶予期間	年 月 日から 年 月 日まで	月
3	申請の理由		
4	添付書類（申請の理由を証明する書類）		

（北海道看護職員養成修学資金貸付条例施行規則の一部改正）

第2条 北海道看護職員養成修学資金貸付条例施行規則（昭和38年北海道規則第143号）の一部を次のように改正する。

第1条の次に次の1条を加える。

（特定病院）

第1条の2 条例第2条の2の規定で定める病院は、北海道立江差病院、J A北海道厚生連倶知安厚生病院、総合病院浦河赤十字病院、北海道立羽幌病院、J A北海道厚生連遠軽厚生病院及び町立中標津病院とする。

第2条第2項中「の各号」を削り、同項ただし書中「者については」を「者（新たに条例第2条の2の規定により特別修学資金の貸付を受けようとする者を除く。）について

は」に改める。

第3条第1項中「前条」を「前条第1項」に改め、同条第2項中「前項」を「条例第4条第2項」に改める。

第4条第1項中「前条第1項」を「条例第4条第2項」に改める。

第5条第1項第1号中「第8条」の次に「又は第8条の2」を加える。

第6条第1項第6号中「第7条第1号から第5号までの規定」を「第7条各号又は第7条の2第1項各号」に改め、同項第7号中「第9条第1項第1号から第4号までの規定」を「第9条第1項各号」に改める。

第7条中「の規定」を「又は条例第7条の2第1項第1号」に改める。

第7条の2に次の1項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、一般修学資金と併せて特別修学資金の貸付を受けた者についての条例第7条第3号の規則で定める施設は、同項各号に掲げる施設のほか、第1条の2に規定する病院（同項第1号に該当するものを除く。）とする。

第8条中「の規定」を「又は条例第7条の2第1項第1号」に改め、「第10条第1号」の次に「の規定」を加える。

第9条中「第8条」の次に「又は第8条の2」を加え、「貸付金」を「修学資金」に、「第11条」を「第11条本文」に改める。

第10条第3項中「前項」を「条例第9条第2項又は第3項」に、「債務」を「返還の債務」に改める。

第11条第1項中「あってもまた」を「ついても、」に改め、同条第3項中「前項」を「条例第10条又は第11条ただし書」に改め、同条第4項中「貸付金」を「修学資金」に改める。

附則に次の1項を加える。

3 知事は、平成26年4月1日から起算して2年を経過するごとに、全道における人口10万人当たりの看護職員（保健師を除く。以下この項において同じ。）の数及び第2次医療圏（医療法第30条の4第2項第9号に規定する区域をいう。）ごとの人口10万人当たりの看護職員の数を勘案し、第1条の2に規定する病院の範囲について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

別記第1号様式中「修学資金の」を「修学資金・特別修学資金の」に改める。

別記第1号様式の2中「修学資金の貸付を受けること」を「修学資金・特別修学資金の貸付を受けること」に、「当該修学資金」を「当該一般修学資金・特別修学資金」に改める。

別記第8号様式中「第11条」を「第11条ただし書」に改める。

附 則

1 この規則は、平成26年4月1日から施行する。

2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前のそれぞれの規則の規定に基づいて作成されている用紙がある場合においては、この規則による改正後のそれぞれの規則の規定にかかわらず、当分の間、必要な調整をして使用することを妨げない。

北海道指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則及び北海道障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年3月28日

北海道知事 高橋 はるみ

北海道規則第34号

北海道指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則及び北海道障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則

次に掲げる規則の規定中「平均障害程度区分」を「平均障害支援区分」に改める。

- (1) 北海道指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則（平成25年北海道規則第15号）第3条第1項第1号
- (2) 北海道障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則（平成25年北海道規則第16号）第5条第1項第1号

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

北海道障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年3月28日

北海道知事 高橋 はるみ

北海道規則第35号

北海道障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則

北海道障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則（平成25年北海道規則第19号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「平均障害程度区分」を「平均障害支援区分」に改める。

第11条第8項に次のただし書を加える。

ただし、宿泊型自立訓練を行う自立訓練（生活訓練）事業所であって、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。

第21条第3項中「第52条第1項第2号イ及びエ並びに」を「第52条第1項第2号エ及び」

に、「第8条第7項及び第8項並びに」を「第8条第8項及び」に改める。

附則第2項第1号中「平均障害程度区分」を「平均障害支援区分」に改める。

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

北海道指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年3月28日

北海道知事 高橋 はるみ

北海道規則第36号

北海道指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則の一部を改正する規則

北海道指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則（平成25年北海道規則第37号）の一部を次のように改正する。

目次中「第7章 共同生活介護に関する基準（第24条－第27条）」を「第7章 削除」に、「第13章 共同生活援助に関する基準（第46条・第47条）」を第1節 人員、設備及び第2節 外部サービス利する基準

運営に関する基準（第46条－第47条の4）に、「第15章 一体型指定用型指定共同生活援助に関する基準（第47条の5・第47条の6）」

共同生活介護事業所等に関する特例（第49条）」を「第15章 削除」に改める。

第11条第1項中「平均障害程度区分」を「平均障害支援区分」に改める。

第18条第1項第1号中「指定共同生活介護、」を削り、「又は指定共同生活援助」を、「指定共同生活援助又は外部サービス利用型指定共同生活援助」に、「指定共同生活介護等」を「指定自立訓練（生活訓練）等」に、「指定共同生活介護事業所等」を「指定自立訓練（生活訓練）事業所等」に改め、同条第2項第1号中「指定共同生活介護等」を「指定自立訓練（生活訓練）等」に、「指定共同生活介護事業所等」を「指定自立訓練（生活訓練）事業所等」に改め、同条第3項第1号中「指定共同生活介護事業所」を削り、「指定共同生活援助事業所」の次に「外部サービス利用型指定共同生活援助事業所」を加え、同号ア中「指定共同生活介護」を削り、「指定共同生活援助」の次に「外部サービス利用型指定共同生活援助」を加える。

第7章を次のように改める。

第7章 削除

第24条から第27条まで 削除

第13章を次のように改める。

第13章 共同生活援助に関する基準

第1節 人員、設備及び運営に関する基準

(従業者の基準)

第46条 条例第196条第1項第2号の規則で定める生活支援員の数は、常勤換算方法で、次に掲げる数の合計数以上とする。

- (1) 障害支援区分に係る市町村審査会による審査及び判定の基準等に関する省令（平成26年厚生労働省令第5号。以下この項において「区分省令」という。）第1条第4号に規定する区分3に該当する利用者の数を9で除した数
- (2) 区分省令第1条第5号に規定する区分4に該当する利用者の数を6で除した数
- (3) 区分省令第1条第6号に規定する区分5に該当する利用者の数を4で除した数
- (4) 区分省令第1条第7号に規定する区分6に該当する利用者の数を2.5で除した数

2 条例第196条第1項第3号の規則で定めるサービス管理責任者の数は、次の各号に掲げる利用者の数の区分に応じ、当該各号に定める数とする。

- (1) 利用者の数が30以下 1以上
- (2) 利用者の数が31以上 1に、利用者の数が30を超えて30又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上

3 条例第196条第1項及び前2項の利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数によるものとする。

(設備の基準)

第47条 条例第198条第8項第2号の規則で定める基準は、一の居室の面積が、収納設備等を除き、7.43平方メートル以上であることとする。

2 条例第198条第9項第3号の規則で定める基準は、居室の面積が、収納設備等を除き、7.43平方メートル以上であることとする。

(支給決定障害者から支払を受けることができる費用)

第47条の2 条例第198条の4第3項の規則で定める費用は、次のとおりとする。

- (1) 食材料費
- (2) 家賃（法第34条第1項の規定により特定障害者特別給付費が利用者に支給された場合（同条第2項において準用する法第29条第4項の規定により特定障害者特別給付費が利用者に代わり当該指定共同生活援助事業者を支払われた場合に限る。）は、当該利用者に係る家賃の月額から法第34条第2項において準用する法第29条第5項の規定により当該利用者に支給があったものとみなされた特定障害者特別給付費の額を控除した額を限度とする。）
- (3) 光熱水費
- (4) 日用品費

(5) 前各号に掲げるもののほか、指定共同生活援助において提供される便宜に要する費用のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であつて、支給決定障害者に負担させることが適当と認められるもの

(サービス管理責任者の業務)

第47条の3 条例第198条の6の規則で定める業務は、次のとおりとする。

- (1) 利用申込者の利用に際し、その者に係る指定障害福祉サービス事業者等に対する照会等により、その者の身体及び精神の状況、当該指定共同生活援助事業所以外における指定障害福祉サービス等の利用状況等を把握すること。
- (2) 利用者の身体及び精神の状況、その置かれている環境等に照らし、利用者が自立した日常生活を営むことができるよう定期的に検討するとともに、自立した日常生活を営むことができること認められる利用者に対し、必要な支援を行うこと。
- (3) 利用者が自立した社会生活を営むことができるよう指定生活介護事業所等との連絡調整を行うこと。
- (4) 他の従業者に対する技術指導及び助言を行うこと。

(連絡調整等の必要な事業所)

第47条の4 条例第199条の2第1項の規則で定める事業所は、指定自立訓練（生活訓練）事業所、指定就労継続支援B型事業所その他の関係事業所とする。

第2節 外部サービス利用型指定共同生活援助に関する基準

(従業者の基準)

第47条の5 条例第201条の4第1項第2号の規則で定めるサービス管理責任者の数は、次の各号に掲げる利用者の数の区分に応じ、当該各号に定める数とする。

- (1) 利用者の数が30以下 1以上
- (2) 利用者の数が31以上 1に、利用者の数が30を超えて30又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上

2 条例第201条の4第1項及び前項の利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数によるものとする。

(準用)

第47条の6 第47条から第47条の4までの規定は、外部サービス利用型指定共同生活援助の事業について準用する。

第15章を次のように改める。

第15章 削除

第49条 削除

附則第2項第1号中「平均障害程度区分」を「平均障害支援区分」に改める。

附則第4項中「指定共同生活介護の事業及び指定共同生活援助の事業」を「指定共同生活援助の事業又は外部サービス利用型指定共同生活援助の事業」に、「指定共同生活介護の事

業等」を「指定共同生活援助の事業等」に、「第127条第2項から第7項まで（条例第198条）を「第198条第2項から第9項まで（条例第201条の6）に、「第25条（この規則第47条において準用する場合を含む。）」を「第47条」に、「、条例第127条第2項」を「、条例第198条第2項」に改める。

附則第5項中「指定共同生活介護の」を「指定共同生活援助の」に、「指定共同生活介護又は指定共同生活援助」を「指定共同生活援助又は外部サービス利用型指定共同生活援助」に改める。

附則第6項中「指定共同生活介護事業所若しくは指定共同生活援助事業所」を「指定共同生活援助事業所若しくは外部サービス利用型指定共同生活援助事業所」に改める。

附則第7項中「指定共同生活介護の」を「指定共同生活援助の」に、「第141条又は第201条」を「第201条又は第201条の12」に、「指定共同生活介護事業所若しくは指定共同生活援助事業所」を「指定共同生活援助事業所若しくは外部サービス利用型指定共同生活援助事業所」に改める。

附則第8項中「指定共同生活介護又は指定共同生活援助」を「指定共同生活援助又は外部サービス利用型指定共同生活援助」に改める。

附則第9項を削る。

附則第10項中「附則第12項及び第13項」を「附則第8項及び第9項」に、「第24条第1項第2号」を「第46条第1項第2号」に、「附則第12項又は第13項」を「附則第8項又は第9項」に改め、同項を附則第9項とする。

附則第11項中「指定共同生活介護」を「指定共同生活援助」に、「第127条（条例第198条）を「第198条（条例第201条の6）に、「第25条（この規則第47条において準用する場合を含む。）」を「第47条」に、「第127条第6項」を「第198条第7項」に、「同条第7項第2号及びこの規則第25条」を「同条第8項第2号及びこの規則第47条第1項」に改め、同項を附則第10項とする。

附則第12項の前の見出しを削り、同項を附則第11項とし、同項の前に見出しとして「（指定宿泊型自立訓練に関する経過措置）」を付し、附則第13項を附則第12項とし、附則第14項から第16項までを1項ずつ繰り上げる。

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

北海道営住宅条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年3月28日

北海道知事 高橋 はるみ

北海道規則第37号

北海道営住宅条例施行規則の一部を改正する規則

北海道営住宅条例施行規則（平成9年北海道規則第42号）の一部を次のように改正する。
第3条第6号中「以下」の次に「この号及び第8条の2第8号において」を加える。

第5条の3中「各号」の次に「（札幌市に所在する道公営住宅にあっては、第4号から第6号までを除く。）」を加え、同条に次の3号を加える。

(4) 同居者に小学校に在学する者がある場合

(5) 同居者に18歳未満の者が3名以上ある場合

(6) 入居者及び同居者であるその配偶者（婚姻の予約者を含む。）の年齢の合計が70歳以下であって、その婚姻の届出の日（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合は、その同居を開始した日。以下同じ。）から2年を経過していない場合

第6条第5項中「入居申込書に第8条の2各号」を「総合振興局長等に対し第8条の2各号（札幌市に所在する道公営住宅にあっては、第9号イ及び第14号を除く。）」に、「添付しなければならない」を「提出しなければならない」に改め、同項を同条第6項とし、同条中第4項を第5項とし、第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

3 前2項の規定にかかわらず、第1項の入居の申込みは、電子情報処理組織（北海道行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（平成16年北海道条例第4号）第3条第1項に規定する電子情報処理組織をいう。以下この項において同じ。）を使用して行うことができる。この場合において、当該電子情報処理組織の使用については、同条例第3条及び北海道行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則（平成16年北海道規則第33号）第4条の規定の例による。

第8条の表第4号中「前3号」を「前各号」に改め、同号を同表第7号とし、同表第3号の次に次のように加える。

4 小学生以下同居世帯向け住宅	同居者に小学校就学の始期に達するまでの者又は小学校に在学する者がいること。
5 多子世帯向け住宅	18歳未満の同居者が3名以上いること。
6 新婚世帯向け住宅	入居者及び同居者であるその配偶者（婚姻の予約者を含む。）の年齢の合計が70歳以下であって、その婚姻の届出の日から2年を経過していないこと。

第8条の2中「各号」の次に「（札幌市に所在する道公営住宅にあっては、第9号イ及び第14号を除く。）」を加え、同条第9号を次のように改める。

(9) 現に同居し、又は同居しようとする者が次のア又はイのいずれかに該当するもの

ア 小学校就学の始期に達するまでの者

イ 小学校に在学する者

第8条の2中第14号を第15号とし、第13号の次に次の1号を加える。

(14) 配偶者（婚姻の予約者を含む。以下この号において同じ。）と現に同居し、又は同居しようとする者であって、当該配偶者及び入居申込者の年齢の合計が70歳以下であり、かつ、その婚姻の届出の日から2年を経過していないもの

別表第1の1の表道公営住宅の部北広島市の項中「1,407」を「1,458」に改め、同部小樽市の項中「1,187」を「1,175」に改め、同部函館市の項中「1,790」を「1,800」に改め、同部留萌市の項中「296」を「316」に改め、同部北見市の項中「551」を「586」に改め、同部網走市の項中「472」を「488」に改め、同部釧路市の項中「990」を「1,013」に改め、別表第1の2の表駐車場の部北広島市の項中「405」を「451」に改め、同部小樽市の項中「971」を「959」に改め、同部函館市の項中「1,462」を「1,464」に改め、同部留萌市の項中「298」を「316」に改め、同部北見市の項中「366」を「398」に改め、同部網走市の項中「469」を「485」に改め、同部釧路市の項中「720」を「743」に改め、同表集会所の部小樽市の項中「7」を「8」に改め、同部網走市の項中「2」を「4」に改める。

別表第4夕張市の部中「2,670円」を「2,740円」に改め、同表岩見沢市の部中「2,970円」を「3,050円」に改め、同表美唄市の部中「2,670円」を「2,740円」に、「2,970円」を「3,050円」に改め、同表芦別市の部中「2,670円」を「2,740円」に改め、同表赤平市の部中「2,970円」を「3,050円」に改め、同表三笠市の部及び滝川市の部中「2,670円」を「2,740円」に改め、同表砂川市の部及び深川市の部中「2,970円」を「3,050円」に、「2,670円」を「2,740円」に改め、同表南幌町の部及び沼田町の部中「2,670円」を「2,740円」に改め、同表札幌市の部豊平団地駐車場の項及び白樺団地駐車場の項中「5,070円」を「5,780円」に改め、同部円山団地駐車場の項、真駒内A団地駐車場の項、真駒内B団地駐車場の項、真駒内C団地駐車場の項、真駒内D団地駐車場の項、真駒内E団地駐車場の項、真駒内F団地駐車場の項、真駒内G団地駐車場の項及び真駒内H団地駐車場の項中「5,630円」を「5,780円」に改め、同部栄町団地駐車場の項中「3,880円」を「3,980円」に改め、同部山元団地駐車場の項中「4,780円」を「4,910円」に改め、同部東苗穂団地駐車場の項中「2,970円」を「3,050円」に改め、同部栄通団地駐車場の項中「4,780円」を「4,910円」に改め、同部苗穂グリーン団地駐車場の項、琴似八軒団地駐車場の項、苗穂第2グリーン団地駐車場の項、発寒団地駐車場の項、厚別団地駐車場の項及び厚別光陽団地駐車場の項中「3,880円」を「3,980円」に改め、同部山の手団地駐車場の項中「5,630円」を「5,780円」に改め、同部大谷地団地駐車場の項中「4,780円」を「4,910円」に改め、同部豊平公園団地駐車場の項中「5,630円」を「5,780円」に改め、同部季実の里団地駐車場の項及び季実の里B団地駐車場の項中「2,970円」を「3,050円」に改め、同部光星第4団地駐車場の項中「5,630円」を「5,780円」に改め、同表江別市の部中「3,880円」を「3,980円」に改め、同表千歳市の部、恵庭市の部、北広島市の部、石狩市の部及び小樽市の部最上団地駐車場の項中「2,970円」を「3,050円」に改め、同部新光団地駐車場の項中「3,880円」を「3,980円」に改め、同部桜町団地駐車場の項、塩谷団地駐車場の項及び高島団地駐車場の項中「2,670円」を「2,740円」に改め、同部新光53団

地駐車場の項中「2,970円」を「3,050円」に改め、同部オタモイ西団地駐車場の項及び桜東団地駐車場の項中「2,670円」を「2,740円」に改め、同部入船第2団地駐車場の項及び望洋団地駐車場の項中「2,970円」を「3,050円」に改め、同部銭函西団地駐車場の項中「2,670円」を「2,740円」に改め、同部奥沢中央団地駐車場の項及び築港団地駐車場の項並びに同表倶知安町の部中「2,970円」を「3,050円」に改め、同表岩内町の部中「2,670円」を「2,740円」に改め、同表室蘭市の部中「2,970円」を「3,050円」に改め、同表苫小牧市の部中「2,970円」を「3,050円」に、「2,670円」を「2,740円」に改め、同表登別市の部、伊達市の部、浦河町の部及び新ひだか町の部中「2,970円」を「3,050円」に改め、同表函館市の部弥生町団地駐車場の項中「3,880円」を「3,980円」に改め、同部旭岡団地駐車場の項中「2,970円」を「3,050円」に改め、同部駒場町団地駐車場の項中「3,880円」を「3,980円」に改め、同部柳町団地駐車場の項中「4,780円」を「4,910円」に改め、同部大川町団地駐車場の項中「3,880円」を「3,980円」に改め、同部人見町団地駐車場の項中「4,780円」を「4,910円」に改め、同部サニータウンみはら団地駐車場の項、住吉団地駐車場の項及び宝来団地駐車場の項中「3,880円」を「3,980円」に改め、同部ガーデンヒル旭岡団地駐車場の項中「2,970円」を「3,050円」に改め、同部的場町団地駐車場の項、高田屋通団地駐車場の項及び田家町団地駐車場の項中「3,880円」を「3,980円」に改め、同部谷地頭町団地駐車場の項及び上湯川B団地駐車場の項中「2,970円」を「3,050円」に改め、同部日吉町団地駐車場の項、東坂団地駐車場の項及び旭森団地駐車場の項中「3,880円」を「3,980円」に改め、同部船見町団地駐車場の項及びであえー大森浜団地駐車場の項中「2,970円」を「3,050円」に改め、同表北斗市の部、七飯町の部、江差町の部、旭川市の部、士別市の部、名寄市の部、富良野市の部及び留萌市の部中「2,970円」を「3,050円」に改め、同表苫前町の部中「2,670円」を「2,740円」に改め、同表稚内市の部中「2,970円」を「3,050円」に、「2,670円」を「2,740円」に改め、同表北見市の部及び網走市の部中「2,970円」を「3,050円」に、「3,880円」を「3,980円」に改め、同表紋別市の部中「2,670円」を「2,740円」に、「2,970円」を「3,050円」に改め、同表美幌町の部、斜里町の部及び遠軽町の部中「2,970円」を「3,050円」に改め、同表帯広市の部中「2,970円」を「3,050円」に、「3,880円」を「3,980円」に改め、同表音更町の部中「2,970円」を「3,050円」に改め、同表幕別町の部中「2,970円」を「3,050円」に、「2,670円」を「2,740円」に改め、同表釧路市の部千歳団地駐車場の項、新緑ヶ岡団地駐車場の項、曙団地駐車場の項、愛国団地駐車場の項及び住之江団地駐車場の項中「2,970円」を「3,050円」に改め、同部若竹団地駐車場の項中「3,880円」を「3,980円」に改め、同部白樺団地駐車場の項中「2,670円」を「2,740円」に改め、同部クレインヴィラ団地駐車場の項中「2,970円」を「3,050円」に改め、同部ことぶき団地駐車場の項中「3,880円」を「3,980円」に改め、同部川北団地駐車場の項並びに同表釧路町の部、根室市の部及び中標津町の部中「2,970円」を「3,050円」に改める。

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

北海道立少年自然の家条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年3月28日

北海道知事 高橋 はるみ

北海道規則第38号

北海道立少年自然の家条例施行規則の一部を改正する規則

北海道立少年自然の家条例施行規則（平成16年北海道規則第66号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

北海道立青少年体験活動支援施設条例施行規則

本則中「北海道立少年自然の家条例」を「北海道立青少年体験活動支援施設条例」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、平成26年4月1日から施行する。
（北海道立青年の家条例施行規則の廃止）
- 2 北海道立青年の家条例施行規則（平成18年北海道規則第146号）は、廃止する。